

## 第23期第24回新居浜市農業委員会総会議事録

### 1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 平成31年4月5日(金曜日) 13:30～14:45

(2) 会議の場所 市庁舎6階 議員全員協議会室

### 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

#### (1) 農業委員

第1番	山下元	第11番	近藤美喜男
第2番	石山敏夫	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	岩崎紀生	第14番	合田有良
第5番	小野義尚	第15番	池田辰夫
第6番	寺尾俊行	第16番	伊藤慎吾
第7番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第8番	藤田健太郎	第18番	松本勝美
第9番	矢野重明	第19番	山口三七夫
第10番	藤田幸隆		

#### (2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第9番	田坂健次
第2番	岡田充	第10番	眞鍋哲哉
第3番	岡部正明	第11番	寶田正司
第4番	村上壽一	第12番	守谷博明
第5番	高橋繁	第13番	飯尾象司
第6番	井下八郎	第14番	西原實一
第7番	高橋眞次	第15番	久枝啓一
第8番	宇野賀津美		

#### (3) 欠席委員 0人

### 3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤田和則	事務局次長	近藤明美
農地係長	田中賢禪	農政係長	谷口恭子
主任	井上貴清	主事	池田有里
臨時職員	齊藤麻里		

- 4 会議に出席した職員等  
新居浜市経済部農林水産課  
課長 山内 敏弘 主 幹 山本 兼資  
農政係長 石川 貴弘  
新居浜市経済部農地整備課  
課長 川口 彰治 主 幹 藤田 康弘
- 5 傍聴者  
なし
- 6 議事日程  
農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について  
農政関係 平成31年度新居浜市の農業予算について



13時30分開会

**藤田事務局長**

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員19人・推進委員15人でございます。委員、全員出席であることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

**藤田会長**

皆さん、こんにちは。桜の花が咲き、心を満たすような季節になって参りました。良い天気が続いており、これからの農繁期に向けての準備等が効率よく仕事ができるのではないかと思います。ですが、朝晩と日中との気温差がありますので、体調管理に十分気を付けられまして準備に取り組んでいただけたらと思います。

それでは、ただいまから第24回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第4号までとなっております。

農政関係は、「平成31年度新居浜市の農業予算」についてを議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において小野春雄委員と曾我部英敏委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第2号は決議事項、第3号及び第4号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

1ページをご覧ください。

議案第1号の審議に入りたいと思いますが、議案第1号は、小野春雄委員と小野義尚委員が関係しておりますので、審議には参加できませんのでご退席を求めます。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(休憩)

**藤田会長**

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

**池田主事**

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田8筆、合計面積6,895平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

57番の(1-1)さんから59番の(1-3)さんまでの3件でございます。内訳といたしましては、期間、3年間で1件、5年間で2件。利用権の種類は、使用貸借1件、賃貸借2件。新規設定2件、再設定1件となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。ご審議の程よろしくお願い致します。

**藤田会長**

ありがとうございました。

以上、57番から59番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、第1号議案の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(休憩)

**藤田会長**

休憩前に引き続き会議を開きます。

3ページをご覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

**田中農地係長**

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第7番及び第8番の2件でございます。

4ページをお開きください。

第7番は、萩生字岸ノ下、田、1筆、面積667平方メートル、譲受人は市内在住の、(2-1)さんです。譲受人は現在、9反ほどの農地を夫婦で耕作しており、今回、小作地の自作化を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、引き続き稲作を予定しております。

第8番は、船木字下長野、畑、4筆、合計面積2,764平方メートル、譲受人は市内在住の(2-2)さんです。譲受人は現在、1反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、公売により売却決定された申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、果樹の栽培を予定しております。許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。第7番は1ページ目、第8番は2ページ目となっております。

ますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。  
ご審議の程よろしくお願いいたします。

**藤田会長**

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、7番については、地元委員であります合田有良委員から8番については、地元委員であります高橋眞次委員から報告をいただきます。

まず、合田委員お願いします。

**合田委員**

去年の暮れに定年退職いたしまして、今から専業農家としてやっていくという強い気持ちがあります。1年程前から貸してくれる農地がないか相談を受けており、労働力について2人と書いておりますが近所に息子二人が住んでおりますので、労働力については全く心配のないような家庭であります。従いまして、この農地の取得については全く問題がないと思っております。以上です。

**藤田会長  
高橋委員**

ありがとうございました。次に高橋委員お願いします。

(2-2)さんは、植木屋をされておりその近くの土地です。1反程持っておりますが、その隣接する土地でみかんや柿を植えるそうです。農機具の保有状況はトラクター2台、耕運機1台、ユンボ2台と大丈夫です。労働力も3人でおこなうそうです。ここは公売のため単独申請で売却が決定したのですが、この土地は数年イノシシ、サルが多い所で買い手もないという土地でございました。隣接する土地で購入してくれるということでした。以上でございます。

**藤田会長**

ありがとうございました。

以上、議案第2号7番及び8番について質疑に入ります。  
御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。  
5ページをご覧ください。

議案第3号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

**田中農地係長**

議案第3号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用

の申請で、申請件数は、2件です。

6ページをお開きください。

3番、西喜光地町、畑1筆、申請人は、(3-1)さん。内容は、自己住宅153.22平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。

4番、岸の上町一丁目、田1筆、申請人は、(3-2)さん。内容は、農業用倉庫(1棟)100.00平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。

以上、3番及び4番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく願います。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、3番及び4番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

7ページをご覧ください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供したいと思いますが、岡部 正明委員が関係しておりますので、審議には参加できませんのでご退席を求めます。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(休憩)

**藤田会長**

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

## 田中農地係長

議案第4号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、14件です。

8ページをお開きください。

63番、中村松木一丁目、田1筆、譲受人は、(4-1)さん。内容は、自己住宅153.19平方メートル、一体利用地として、公衆用道路124.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

64番、一宮町一丁目、田1筆、譲受人は、(4-2)さん。内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

65番、庄内町五丁目、田1筆、譲受人は、(4-3)さん。内容は、自己住宅111.79平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

9ページをご覧ください。

66番、船木字上原、畑1筆、譲受人は、(4-4)さん。内容は、露天駐車場、一体利用地として、ため池(駐車場)1,116.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

67番、八幡一丁目、田2筆、譲受人は、(4-5)さん。内容は、自己住宅151.54平方メートル、農地区分は、都市計画法第8条で定める第1種低層住居専用地域である及び農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である区分は、使用貸借権で期間は永年です。

68番、庄内町二丁目、田1筆、譲受人は、(4-6)さん。内容は、宅地分譲(3区画)、一体利用地として、宅地47.09平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

10ページをお開きください。

69番、外山町、田2筆、譲受人は、(4-7)さん。内容は、自己住宅61.00平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

70番、外山町、田2筆、譲受人は、(4-8)さん。内容は、自己住宅57.96平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

71番、外山町、田2筆、譲受人は、(4-9)さん。内容は、自己住宅70.38平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

11ページをご覧ください。

72番、多喜浜三丁目、田2筆、譲受人は、(4-10)さん。内容は、露天資材置場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

73番、萩生字本郷、田1筆、譲受人は、(4-11)さん。内容は、宅地分譲(2区画)、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

74番、宇高町五丁目、田2筆、譲受人は、(4-12)さん。内容は、建売住宅(7戸)408.83平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

12ページをお開きください。

75番、垣生五丁目、畑2筆、譲受人は、(4-13)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

76番、萩生字治良丸、畑1筆、譲受人は、(4-14)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

以上、63番から76番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく願います。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、63番から76番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。



(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

それでは、第4号議案の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(休憩)

**藤田会長**

休憩前に引き続き会議を開きます。

13ページをご覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時05分から総会を再開いたします。

(休憩)

**藤田会長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、「平成31年度新居浜市の農業予算について」を議題といたします。

なお、本日は、経済部農林水産課及び農地整備課から担当職員をお招きしておりますので、ご紹介させていただきます。まず、農林水産課から山内課長です。

**農林水産課**

**山内課長**

山内でございます。よろしくお願ひいたします。

**藤田会長**

山本主幹です。

**農林水産課**

**山本主幹**

山本でございます。よろしくお願ひいたします。

**藤田会長**

石川農政係長です。

**農林水産課**

**石川農政係長**

石川です。よろしくお願ひいたします。

**藤田会長**

次に、農地整備課から川口課長です。

**農地整備課**

**川口課長**

川口です。よろしくお願ひいたします。

**藤田会長**

藤田主幹です。

**農地整備課**

**藤田主幹**

藤田です。よろしくお願ひいたします。

**藤田会長**

質問等につきましては、最後に一括してお受けしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。それでは、最初に農業委員会関係の予算について、事務局に説明いたさせます。

**谷口農政係長**

平成31年度新居浜市の農業予算についてのうち、農業委員会関係予算について資料に沿って説明いたします。

「農業委員会総会資料農政関係」をご覧ください。

まず、委員報酬の984万9千円は、農業委員の報酬でございます。財源内訳は、一般財源が984万9千円でございます。

次に、人件費4,923万6千円は、事務局職員の給料、職員手当等、及び共済費でございます。財源内訳は、県補助金が167万9千円、一般財源が4,755万7千円でございます。

次に、農業委員会管理運営費ですが、これは農業委員会等に関する法律に基づく所掌事務を遂行するための事務局経費でございます。

まず、報酬750万6千円は、農地利用最適化推進委員の報酬でございます。

次に、旅費64万6千円の内訳は、委員さんの先進地視察研修等の費用弁償が52万5千円、事務局職員の旅費が12万1千円でございます。

次に、交際費3万4千円は会長交際費で、全国農業委員会会長大会等、慶弔費でございます。

次に、需用費56万4千円は、文具等の消耗品費として33万3千円、視察研修受け入れ時のお茶購入代の食糧費として1万円、農業委員会だより等の印刷製本費22万1千円でございます。

次に、役務費 28 万 2 千円の内訳は、通信運搬費 26 万 7 千円は郵便代金、傷害保険料 1 万 5 千円でございます。

次に、委託料 258 万 5 千円は、農業委員会農地基本台帳に関する調査委託料として 66 万円、システム改修費 192 万 5 千円でございます。

次に、使用料及び賃借料 30 万 5 千円は、先進地視察研修のバス借上料でございます。

次に、負担金補助及び交付金 56 万円は、県農業会議への賛助拠出金や各種会合への出席者負担金等でございます。

以上、農業委員会管理運営費につきましては、合計 1 千 2 48 万 2 千円の予算で、財源内訳は、国有農地使用料徴収に関する自作農財産事務取扱交付金 17 万 1 千円、耕作証明等の証明手数料 2 万円、農業者年金業務委託手数料 13 万 3 千円、一般財源が 1 千 215 万 8 千円でございます。

次に、農業経営体活性化推進費でございますが、これは、景観形成作物取り組み事業費でございます。需用費 27 万 4 千円は、種子、肥料代金等、消耗品費でございます。

次に、役務費 12 万 8 千円は、トラクターによる耕起手数料でございます。

以上、農業経営体活性化推進費につきましては、合計 40 万 2 千円の予算で、財源内訳は一般財源 40 万 2 千円になります。

以上、平成 31 年度農業委員会当初予算総額は、7 千 1 96 万 9 千円となっております。以上で説明を終わります。

## **藤田会長**

次に、新居浜市の農業予算について、農林水産課から説明をお願いいたします。

## **農林水産課 石川農政係長**

農林水産課の資料について説明いたします。

1 番目、農林漁業資金利子補給事業補助金についてでございます。農業者等が近代化資金の貸付を金融機関から承認を受けた場合金融機関に対しその利子を補給する事業でございます。今年度の予算額は 1,012 千円となっております。

2 番目の農業振興費についてですが、大島の白いもの賃借料、その他協議会等への負担金、事務に要する消耗品等で予算額が 755 千円となっております。

3番目の農業次世代人材投資資金事業ですが若い担い手の確保・育成により農業への定着を図るため等事業を実施しております。予算額は6,000千円となっております。

4番目の農業経営体活性化事業ですが担い手の経営改善・能力向上支援活動・先進地研修支援等を行っております。予算額は112千円です。

5番目の農業共済組合育成費ですが法律に基づき農業者が不慮の事故によって受ける損失の補填を行う農業共済組合に対し運営補助を行っております。予算額は329千円です。

6番目のいはいま農業まつり事業費ですが、生産者と消費者のネットワークづくりを図るとともに、地域社会の活性化を図り、農家の生産意欲の向上、活力ある新居浜市農業の発展拡大に尽くす農業まつりに対して助成を行っております。予算額は800千円です。

7番目の有害鳥獣駆除費ですが、イノシシ、サル、シカの駆除を行った市内3猟友会に対し、活動経費として報償費等を支出しております。1頭1万円で、予算額は6,729千円です。

8番目の鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業ですが、こちらも先程と同じですが、成獣7千円、幼獣千円となっております。予算額が3,558千円となっております。

9番目の捕獲隊支援事業補助金ですが、駆除隊員の狩猟免許の手数料、ハンター養成の助成を行っております。予算額は279千円です。

10番目の自然農園推進費ですが、市内にある自然農園の所有者との連絡事務や閉鎖、開園等の必要な経費、それに伴い市民の農業への理解促進や耕作放棄地の防止にも繋がっております。こちらの予算額は304千円です。

11番目の食生活改善・食育推進による新居浜産農作物の消費拡大事業ですが、公民館や保健センター、農業まつり等で健康づくりの料理を作る際にあかがね市等の地産地消を推進し、レシピ等も配布し食の教育を行っております。予算額は150千円です。

12番目の経営所得安定対策直接支払推進事業費ですが、こちらは生産調整が終わった後こういう経営所得安定

対策という名前で国が行っている政策でございますが、必要な制度の周知、各申請業務の支援等に要する事業経費で、予算額は1,647千円となっております。

13番目の野菜ハウス設置事業については、今年度からは単独の事業はございません。

14番目の有害鳥獣農作物被害対策費ですが、昨年度から実施しております。電気柵やワイヤーメッシュ等の購入費の2分の1の補助を行い、また、駆逐用煙火（サル対策）ですが協議を受けた方に煙火を配布をしております。予算額は2,899千円です。

15番目の大島七福芋調査事業ですが、昨年度実施した事業で大島地区でどの程度白いもの作付けがあるか、作付けできる農地がどれくらいあるか現状と今後の課題を行った調査でございます。

16番目の認定農業者経営発展支援事業ですが、農地集積等における規模拡大を志向する認定農業に対し機械、施設を導入する経費の一部を助成しており平成30年度からの事業となっております。また、要望がございましたら補正予算等で対応して参ります。

17番目の畜産担い手応援事業ですが、こちらも昨年度から始まった事業者が連携し、クラスター協議会を対象に畜産関連施設の整備等に要する経費の一部を助成しております。こちらも要望があれば補正予算等で対応して参ります。

18番目、新規事業のさくらひめ生産拡大支援事業でございますが、さくらひめの苗等の栽培面積の拡大、高品質生産を図るため機械・資材の導入に要する経費の一部を助成します。予算額は6,666千円です。本年度の予算の合計につきましては、当初予算で31,240千円となっております。以上です。

**藤田会長**

ありがとうございました。次に農地整備課から説明をお願いいたします。

**農地整備課  
藤田主幹**

今年度の農業関係予算と、前年度に実施した事業の取り組みについて説明させていただきます。お手元にお配りしております資料のうち、1ページ目に「平成31年度新居浜

市の農業予算」を、2ページから9ページに「事業実施状況の写真」を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。それでは説明を始めさせていただきます。

まず、資料1ページをお開きください。

農地整備課の所管事業別の予算でございます。1行目が土地改良施設耐震対策事業でございます。今年度の予算額は2,013万円で、内容としましては、池田池、宮ノ谷大池、青木下池の耐震対策工事でございます。市11%、総事業費1億8千300万円。池田池は、前年度から工事に着手しておりまして、宮ノ谷大池と青木下池は調査設計を予定しております。本事業は、愛媛県が事業主体となり実施するもので、新居浜市は事業負担金を支出するものです。

次に、農業用河川工作物改修事業でございます。本事業は、県管理河川に設置された頭首工などの農業用河川工作物の改修を行うものでございます。今年度の予算額は480万円、内容としましては高柳堰下流の河床洗掘対策として護床工の整備を行うもので、今年度から工事に着手するものでございます。市負担割合8%、事業費6,000万円。先ほどと同様に本事業は愛媛県が事業主体で実施しておりまして、新居浜市は事業負担金を支出するものでございます。

次に、県単独土地改良事業でございます。今年度の予算額は600万円で、水路改修1箇所（延長約100m）を予定しております。施工区間は、吉岡泉土地改良区が管理する「宇高中幹線水路」で継続事業でございます。

この事業は、土地改良区が管理している農道・水路などのうち、受益面積が5ha以上を対象として整備を進めるものでございます。本事業の実施につきましては、一部の施設、ため池や頭首工等の水源に係る施設を除き、農振農用地以外での事業採択は非常に難しい状況となっております。

次に、土地改良施設維持管理適正化事業でございます。今年度の予算額は960万円、事業費としましては2,400万円、水路及び揚水機場の補修3箇所を予定しております。本事業は、土地改良区が管理し、老朽化により維持管理に支障をきたしている施設で、過去に国の補助金を受けている施設が対象でございます。

次に、市単独土地改良事業でございます。この事業は市内

にある22の土地改良区が管理する、農業用施設の改修に要する事業費を補助するものでございます。今年度予算としましては、総補助金額7,000万円、そのうち、原材料費の支給を200万円としております。前年度は、決算額として、総補助金額8,428万7千円、そのうち、原材料費として133万6千円を支給しております。本事業につきましては、予算の範囲内で、各土地改良区が優先順位を決定したものに對し補助するものでございまして、計画的な執行に努めているところでございます。

次に、国庫補助災害復旧事業及び市単独災害復旧事業でございます。この事業は、台風等の災害により、被災した施設、農地を復旧するものでございます。国庫補助災害復旧事業につきましては、事業費が40万円以上の箇所、市単独災害復旧事業につきましては、それ未満の箇所が対象となります。今年度の国庫補助災害復旧事業費としましては、前年度からの繰越額として2,230万円、これは前年度に復旧できなかった額を今年度に繰り越したものでございます。同様に今年度の市単独災害復旧事業費としましては1720万円でございます。ただし、この金額の内数として、前年度から今年度への繰越額720万円を含んでおります。前年度の災害においては、台風24号により農地4件、農業用施設25件が被災しまして、そのうち、施設4件を国庫補助災害復旧事業として、残りを市単独災害復旧事業として進めているところでございます。

続いて、各事業の実施状況について説明いたします。資料2ページをお開きください。

これは、県営事業として実施中の土地改良施設耐震対策事業の実施状況でございます。前年度は工事中仮設道路の設置等を行いました。

次に、資料3ページをご参照ください。県単独土地改良事業（宇高中幹線水路）の改修状況でございます。請負工事費は937万円で施工延長は86mでございます。

次に、資料4ページをお開きください。

土地改良施設維持管理適正化事業（松木幹線水路）の実施状況でございます。水路の漏水防止を図るため、底打ちを行っております。事業費は200万円、施工延長は約177m

です。

次に、5ページをご参照ください。

市単独土地改良事業でございます。上泉川土地改良区が管理する「石代横持農道」の改修工事でございます。

次に、6ページをお開きください。

松神子土地改良区が管理する「榎本揚水機」の改修工事でございます。

次に、7ページをお開きください。

農道維持管理事業でございます。「郷西東西農道」の舗装工事でございます。

次に、前年度に被災した災害復旧事業ですが、まずは、8ページをお開きください。

農地の災害復旧工事でございます。

次に9ページをお開きください。

多喜浜土地改良区が管理する「クの坪農道」の災害復旧工事でございます。

以上、簡単ではございますが、農地整備課の説明を終わります。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、事務局、農林水産課、農地整備課から平成31年度新居浜市の農業予算について説明していただきましたが、何かご質問等はございませんか。

**藤田会長**

はい、渡邊委員さん。

**渡邊委員**

農林水産課の説明で2ページの第16番、認定農業者経営発展支援事業について詳しくお聞きしたいのですが。

**農林水産課**

**石川農政係長**

こちらは昨年度から県の補助事業で始まった事業でございます。農地中間管理機構を利用し土地の集積、拡大を図った認定農業者に対して県の補助がある事業でございます。昨年度は2件申請がございまして、それぞれ農地拡大をしたという事で県の補助が下り、市に対しても上乗せ補助の要請がありましたので2件共上乗せを補助した事例でございます。

**渡邊委員**

例えば農業用機械を購入する場合に補助を受けられるという事ですか。

**農林水産課**



**石川農政係長** はい、昨年度に購入された方は田植え機を購入された方とパイプハウスを建てられた方がいます。

**渡邊委員** 満額下りる訳ではないのですよね。

**農林水産課**

**石川農政係長** 1ヘクタールだったり、面積に応じて2分の1であったり、4分の3であったり色々変わってきます。

**渡邊委員** はい、分かりました。

**農林水産課**

**石川農政係長** また、認定農業者さんに対しては今年度の案内が県から届きましたので、早急にお送りします。それを読んでいただいて何か分からない点がございましたら農林水産課までご連絡をいただけたらと思います。

**藤田会長** 他にございませんか。

はい、合田委員さん。

**合田委員**

意見なのですが、今の農政は国の政策が主になんでしょうけど大規模、大規模という事でそちらの方に補助金が入っているのですが、新居浜の場合は農地の整備をして大規模化する事は難しい状況だと思うのですが。新居浜の地域はですね、5反とかそういった耕作者が大部分で、その方達が地域の景観を保ってきているのが実態ではないかと思えます。そういった頑張っている小規模農家に対する支援は国はほとんど無いので市として支援する考え方はないのでしょうか。

**藤田会長** はい、山内課長。

**農林水産課**

**山内課長**

先程言われましたように、新居浜の場合は非常に規模が小さくて国の政策自身はどこも規模拡大、効率的な農業を目指しているという事で国庫補助がほとんど無いようなのが実態でございます。ただ、そういう状況ではあるのですが市の方としても規模の小さい農家の皆様に頑張って頂きたいという思いもございますので、例えば今回こういう農業委員会の総会ですとか、認定農業者の会等で皆様のご意見をいただきまして、市の単独事業の便宜として皆様を元気づけられるような事があれば積極的には取り入れていきたいと思っておりますので、また、ご意見等がある方はいろいろご相談に来ていただけたらと思います。以上です。

**合田委員**

特に、支援をお願いしたいと思う事は、それぞれの土地改良区で水路と維持管理をやっているのですよね。そういった所で、農作業が始まる前に井出さらいとか何処の土地改良区も行っているのですが、そういった所に対して何か支援を、自治会と一体になってやっている所もあるのですが、市民を挙げて取り組みを奨励するとか、推奨するとか、そういった指導をしていただくとありがたいのですが。高齢化して、昔は100パーセント水路清掃ができていたのが今はできていないですね。メインの所だけで細かい所ができていない。生活環境を守る事に大きく寄与すると思いますので、そういった所の働きかけを是非お願いしたいと思います。以上です。

**藤田会長**

今、合田委員さんが言われている事ですが、例えば改良区が井出さらいを区域でやる中で地域の住民の方々と一緒になって農業用水に生活排水も一緒に流れている、土地改良区が地域の方々に働きかけて行かなくてはいけない、働きかけて行きながら協力を得られない時には行政の方へ願って地域の方々に働きかけをするというようになるのですが、土地改良区の方から働きかけをされているのではないですか。

**合田委員**

そういう働きかけをしている所、していない所もあります。している所は尻窄みになっていると、住民の意識がそちらの方に向いてないし、働きかけもだんだん弱くなっている。以前は改良区の費用の中からお茶等を渡していたのですが、組合委員の方から自分達の改良区の費用から住民にお茶を出さなければならないのかという不満も出てきて尻窄みになってきていると、そういった所も含めて支援をお願いしたいと思います。こういった事をして成功したという事例がありましたらご紹介していただけたらと思います。

**農地整備課**

**川口課長**

先程、合田さんがおっしゃったような事は地域的な関係で連携が取れている地域と、お困りな地域があると思いますが、基本的には地域の事ですので、まずは地域の自治会、土地改良区、住民の方々との連携を取る努力をしていただければと思います。それで難しい所は行政も支援としてで

きる範囲の事はしたいと思うのですが、個別のケースバイケースによる対応は難しい所もあると思いますので、その辺り難しければ個別に相談を挙げていただければと思います。以上です。

**藤田会長**

よろしいでしょうか。他にございませんか。

はい、飯尾委員さん。

**飯尾委員**

1件お聞きしたいのですが、お金を出している所が土地改良区に入っている所ですよ。土地改良区に入っていないで、水利組合の所があるんですけど、こういう所の傷んだ時の工期とかお金の流れなどはどのようになっているのでしょうか。

**農地整備課**

**川口課長**

水利組合につきましては、要望については挙げていただいている所でございます。その要望に応じて市単独の土地改良事業の枠ではなくて、修善という形で対応している所もあると思うのですが、市単独の土地改良事業には共同施工という手法もございますから、また、個別のケースについては別途、具体的な相談を挙げていただければと思います。以上です。

**飯尾委員**

はい、分かりました。

**藤田委員**

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ありがとうございました。

ここで、事務局から連絡事項があります。事務局どうぞ。

**谷口農政係長**

失礼します。来週の先進地視察研修について連絡させていただきます。参加される委員さんにつきましては本日、再度案内文と行程表、参加される方の名簿を付けて配布させていただきましたので、また、お目通し下さい。以上です。よろしくお願ひします。

**藤田会長**

本日は、お忙しい中、農林水産課、農地整備課の職員の方々には新居浜市農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第24回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

**藤田局長**

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。  
新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員